

2022年7月22日

各 位

株 式 会 社 オウケイウェイヴ  
代表取締役社長 福田道夫  
(コード番号:3808 名証ネクスト)  
問い合わせ先 取締役 野崎正徳  
電話番号 03-6823-4306

## 追加調査を実施する第三者委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月27日付「2022年6月期第3四半期報告書及び過年度の有価証券報告書等に係る訂正報告書の提出（過年度決算の訂正）に関するお知らせ」に記載のとおり、追加調査を実施する第三者委員会の設置について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 第三者委員会設置の経緯

当社は、2022年5月6日付「調査委員会の設置及び2022年6月期第3四半期決算発表の延期に関するお知らせ」に記載のとおり、当社と利害関係を有さない外部の専門家で構成される調査委員会を設置し、同年4月19日付「債権の取立不能または取立遅延のおそれに関するお知らせ」及び同年5月6日付「(開示事項の経過) 債権の取立不能または取立遅延のおそれのある取引先への対応に関するお知らせ」に記載したRaging Bull合同会社（所在地：東京都渋谷区、代表者：スニール・ジー・サドワニ、以下「RB社」といいます。）との取引（以下「本件」といいます。）全体に係る調査を進めてまいりました。

その結果、同年6月10日付「調査委員会による調査報告書の受領に関するお知らせ」のとおり、当社は、当該調査委員会より、同日付で調査報告書を受領し（以下「前回調査」といいます。）、その内容を踏まえ、本件がRB社側で適切に運用されていたと言えないことに鑑みて、過年度等の決算を訂正するとともに明らかになった事実関係に基づき本件に係る開示資料の訂正を実施いたしました。

しかしながら、同年6月15日付「2022年6月期第3四半期報告書の提出遅延及び当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ」のとおり、本件に関連した一連の「開示の適切性」等に関し事実関係が明らかになっておらず、同年6月27日付「2022年6月期第3四半期報告書及び過年度の有価証券報告書等に係る訂正報告書の提出（過年度決算の訂正）に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、追加的に調査を行う方針を打ち出しておりました。

また、当社は、2022年7月13日付「臨時株主総会の株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」のとおり、現在、当社の資本増強及びエンターテインメント事業への事業展開に寄与できる業務提携の実現に注力しておりますが、その実現のためには、本件に関連した一連の開示資料の訂正となった根本的な原因を解明し、それに即した実効性の高い再発防止策を策定するべきとの指摘もあり、今般、当社は、本日開催の取締役会において、前回調査に引き続き中立・公正で客観的な調査等を実施するため、当社と利害関係を有さない外部の専門家で構成される、追加調査を実施する第三者委員会の設置を決議いたしました。

## 2. 委員の構成

役職	氏名	資格	所属等
委員長	高野 哲也	弁護士	大知法律事務所
委員	鈴木 秀昌	弁護士	桜こみち総合法律事務所
委員	阪井 大	弁護士	大江・田中・大宅法律事務所
委員	東海林 秀樹	公認会計士 税理士	縁監査法人

なお、第三者委員会の委員の選定に際しては、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（2010年7月15日公表、同年12月17日改訂）に沿って行っております。

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/100715\\_2.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/100715_2.pdf)

## 3. 調査の目的

- ・本件に係る前回調査にて判明しなかった事実関係の追加調査（デジタルフォレンジック調査を含む）
- ・本件発生の内部要因等の原因及び再発防止策の検討・提言
- ・その他、第三者委員会が必要と認めた事項

## 4. 設置予定日

2022年7月22日

## 5. 今後の対応について

第三者委員会の調査期間については1ヶ月程度を予定しており、調査終了後は調査報告の結果を踏まえ、内容を速やかに開示いたします。当社は、2022年6月27日に過年度等の決算を訂正した以外に決算内容の訂正が必要となるような疑義を認識しておらず、2022年8月中旬を予定しております2022年6月期決算短信の開示に遅延が生じる可能性があるような事実は生じておりません。第三者委員会の調査により、新たに決算内容を含む開示資料の訂正が必要となるような疑義が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。また、当社はこれらの調査と並行して引き続きR B社に対する債権回収に努めてまいります。

以 上